

E - 2 家庭電気製品小売業

E - 2 家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、家庭電気製品小売業の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争秩序を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「家電品」とは、一般消費者の家庭生活の用に供される電気冷蔵庫、ルームエアコンディショナ、テレビジョン受信機等の家庭用電気機械器具及びこれに準ずる家庭用器具であって、家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)において規定するものをいう。</p> <p>2 前条の目的を達成するため、事業者は、この規約の対象となっていない家庭用電気機械器具についても、この規約の主旨を尊重するものとする。</p> <p>3 この規約において「事業者」とは、家電品を一般消費者に直接販売する小売販売事業者をいう。</p> <p>4 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項各号に規定するものをいう。</p> <p>5 この規約において「ビラ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であって、次に掲げるもの(第1号及び第2号にあっては、事業者が自己の店内において表示するものを除く。)をいう。</p> <p>(1) ビラ、パンフレットその他これらに類似する物による広告</p> <p>(2) ポスター、看板、垂れ幕その他これらに類似する物による広告</p> <p>(3) 新聞紙、雑誌その他の出版物又は放送による広告</p> <p>(ビラ等の必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、ビラ等において家電品の販売条件を表示する場合には、施行規則で定めるところにより、次に掲げる第1号から第3号までの事項を当該ビラ等に表示されている家電品ごとに、第4号及び第5号の事項を当該ビラ等に、明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名及び型名</p> <p>(2) 製造事業者名及び商標名</p> <p>(3) 自店販売価格</p> <p>(4) 事業者の住所・氏名又は名称及び電話番号</p> <p>(5) 取引条件の有効期限</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、複数商品のセット販売に係る家電品の自店販売価格の表示は、施行規則で定めるところによるものとする。</p> <p>(付帯据付工事料金、割賦販売の表示)</p> <p>第4条 事業者は、ビラ等において付帯据付工事等を必要とする家電品について表示する場合には、当該家電品の本体価格のほか、これらの工事に要する部品・部材価</p>	<p>第1条 家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「家電品」とは、別表に定めるものをいう。</p> <p>2 前項の家電品について、家庭用の範囲を定める必要があるときは、社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)が決定するものとする。</p> <p>第2条 規約第3条第1項第1号及び第2号に規定する「品名」及び「製造事業者名及び商標名」の表示は、当該家電品について通常使用している呼び名、例えば、「エアコン」、「カラーテレビ」等家電品の名称と製造者名又は商標名とを組み合わせたものによることができる。</p> <p>2 同条第1項第1号に規定する「型名」とは、家電品の形式ごとに付いている略号(例えば「AB-10」、「CD-75」)等をいう。</p> <p>3 規約第3条第2項に規定する複数商品のセット販売に係る自店販売価格の表示は、次によるものとする。</p> <p>(1) ステレオ再生装置のセット販売に当たっては、システムコンポ、組み合わせバラコン、モジュラータイプ等をそれぞれ単一本体とみなして、当該システムコンポ等の販売価格を表示することができる。</p> <p>(2) ブライダルセール等多品目の家電品のセット販売に当たっては、主要家電品(カラーテレビ、ビデオテープレコーダー、電気冷蔵庫及び電気洗濯機をいう。)について、それぞれの販売価格を表示しなければならない。なお、その他の商品は一括してその販売価格を表示することができる。</p> <p>第3条 規約第4条に規定する「部品・部材価格、工事料金及びこれらの合計金額」の表示については、当該ビラ等に表示された家電品ごとに表示しなければならない。た</p>

格、工事料金及びこれらの合計金額並びに事業者の負担の有無を表示しなければならない。

2 事業者は、ピラ等において家電品の割賦販売条件について表示する場合には、割賦販売法第3条の規定に基づき、次の割賦販売条件を明りょうに表示しなければならない。

- (1) 現金販売価格
- (2) 割賦販売価格（支払総額）
- (3) 割賦販売に係る代金の支払いの期間及び回数
- (4) 割賦販売に係る各回の支払額
- (5) 割賦販売に係る金利その他手数料の実質年率等（特定用語の使用基準）

第5条 事業者は、家電品を販売するに当たって、ピラ等において次の用語を使用するときは、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 最上級を意味する用語  
「最上級」「最上級」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づくもの以外は使用することができない。
- (2) 優位性を意味する用語  
「世界一」「日本一」「第一位」「ナンバーワン」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づくもの以外は使用することはできない。

（二重価格表示の制限）

第6条 事業者は、自店販売価格に他の販売価格を比較対照価格として表示する場合（値引率又は値引額により表示するときを含む。以下「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 比較対照価格としてメーカー希望小売価格（標準価格）及び自店平常（旧）価格以外の価格を用いること。
- (2) 旧型（型おくれ）又は旧式の家電品について、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。
- (3) オープン価格商品について、比較対照価格として、撤廃されたメーカー希望小売価格等を用いること。

（不当表示の禁止）

第7条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 第3条及び第4条に規定する事項についての虚偽又は誇大な表示
- (2) メーカー希望小売価格（標準価格）又は自店平常（旧）価格を比較対照価格として二重価格表示を行う場合における虚偽又は誇大な表示
- (3) 第6条第2号及び第3号の規定に該当する表示
- (4) 下取り販売を行うに当たり、実際の下取り価格又は割引率よりも高い下取り価格又は割引率を用いることにより、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (5) 割賦販売を行う場合において、実際には金利又は手数料を徴収するにもかかわらず、単に「金利、手数料なし」と表示する等実際の割賦販売条件よりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (6) 過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示
- (7) 中古品、汚れ物、キズ物等明らかに商品価値が減少しているものであるにもかかわらず、その旨を明示しないことにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (8) 実際に販売する家電品と異なる他の家電品についての絵、写真、映像等を使用し、又は品質、性能等について著しく誇張する絵、写真、映像等を使用することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

だし、ピラ等において複数の家電品を広告する場合には、当該家電品の一部については、別に定める標準的な工事に要する見積価格（料金）を、一例として表示することができる。

第4条 規約第6条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「自店販売価格」とは、当該家電品を実際に販売しようとする価格をいう。
- (2) 「自店平常（旧）価格」とは、当該家電品と同一の家電品についてピラ等の作成時以前3ヵ月間のうち大部分の期間に実際に販売されていた価格をいう。
- (3) 「オープン価格商品」とは、製造事業者がメーカー希望小売価格を付さないで発売した家電品又は製造事業者が発売後メーカー希望小売価格を撤廃した家電品をいう。

第5条 自店販売価格より安い価格を実売価格として表示することは、規約第7条第1号の表示に該当する。

2 次に掲げる表示は、規約第7条第2号の表示に該当する。

- (1) メーカー希望小売価格よりも高い価格をメーカー希望小売価格として比較対照価格とすること、又はメーカー希望小売価格がないときに任意の価格をメーカー希望小売価格として比較対照価格とすること。
  - (2) 自店平常価格よりも高い価格を自店平常（旧）価格として比較対照価格とすること、又は自店平常（旧）価格がないときに任意の価格を自店平常（旧）価格として比較対照価格とすること。
- 3 オープン価格商品について、撤廃されたメーカー希望小売価格又は架空の価格をメーカー希望小売価格として表示することは、規約第7条第3号の表示に該当する。
- 4 「激安」「投げ売り」「大出血超特価」等の表現を用い、事実と反して過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示は、規約第7条第6号の表示に該当する。

<p>(9) 表示価格に含まれていない別売品について、別売りである旨を明示しないことにより、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 他の事業者又は他の事業者の販売する家電品を中傷又は誹謗する表示</p> <p>(11) 国内で製造した家電品について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示、又は外国で製造した家電品について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 事実と相違する表現又は事実を誇張した表現を用いることにより、実際の家電品よりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) その他家電品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(おとり販売等の禁止)</p> <p>第8条 事業者は、ピラ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 取引の申出に係る家電品が実際には取引することができないもの又は取引の対象とはなり得ないものである場合のその家電品についての表示</p> <p>(2) 取引の申出に係る家電品が実際には取引する意思がないものである場合のその家電品についての表示</p> <p>(3) 取引の申出に係る家電品の販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその家電品についての表示</p> <p>2 事業者は、ピラ等において行う家電品の表示に際しては、その販売数量、供給期間について次の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 当該家電品の販売数量は、予想購買数量の大部分に應えるものでなければならない。ただし、当該ピラ等において、販売数量を明りょうに記載している場合（連合広告にあっては施行規則で定める表示をしている場合）は、この限りではない。</p> <p>(2) 前号ただし書の規定にかかわらず、ピラ等に表示する家電品の最低販売数量は、各店舗ごとにそれぞれ5台以上とする。</p> <p>(3) ピラ等に販売期間を表示する場合にあっては、当該期間の少なくとも半分以上の期間は、顧客の取引に感じなければならない。</p> <p>(4) 次に掲げる場合であって、それぞれ施行規則で定める方法によりピラ等に表示するときは、前2号の規定を適用しない。</p> <p>ア 長期店舗陳列物を処分する場合</p> <p>イ 季節商品の場合</p> <p>ウ 閉店、店舗改装、在庫一掃処分等の場合</p>	<p>第6条 規約第8条第1項第1号に規定する「実際には取引することができないもの」とは、ピラ等に表示した商品について、販売のために通常必要とされる準備がされておらず、原則として売買契約後引渡しまでに7日以上を必要とするため、通常、一般消費者が取引に応じないことが明らかな場合等をいう。</p> <p>第7条 規約第8条第1項第2号に規定する「実際には取引する意思がないものである場合」とは、ピラ等に表示した商品を合理的な理由がないのに一般消費者に対して見せない場合、ピラ等に表示した商品に関する難点をことさら指摘するなどして当該商品の取引に応じないことが明らかな場合等をいう。</p> <p>第8条 規約第8条第1項第3号に規定する「販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合」とは、規約第8条第2項に規定する基準による表示を行っていない場合をいう。</p> <p>第9条 規約第8条第2項第1号の連合広告における販売数量の表示は、次によるものとする。</p> <p>(1) 店舗により販売数量が異なる旨及び全店舗のうち最も販売数量の少ない店舗の数量を表示する。  (例)「店舗により販売数量が異なりますが、各店少なくとも20台はあります。」</p> <p>(2) 全店舗における販売数量を一括管理している場合であって、全店舗における総販売数量に達するまでは、いずれの店舗でも販売するときにおいては、その旨及び総販売数量を表示する。  (例)「店舗により販売台数は異なりますが、広告商品については総販売数量 台に達するまでは全店舗で注文に応じます。」</p> <p>(3) (1)及び(2)の場合であっても、広告した家電品を販売しない店舗があるときは、その旨を表示する。</p> <p>2 規約第8条第2項第4号で規定する「施行規則で定める方法」とは、それぞれ次の各号に掲げる方法をいう。</p> <p>(1) 同号アの長期店舗陳列物を処分する場合は、ピラ等においてその旨を明示するものとする。</p> <p>(2) 同号イの季節商品の場合は、1年間に、夏物商品及び冬物商品各2回の範囲内で、ピラ等において当該商品が季節商品である旨を明示して行うものとする。</p> <p>(3) 同号ウの閉店、店舗改装、在庫一掃処分等の場合は、1年間で2回の範囲内で、かつ、前号の場合と合わせて1年間に4回までの範囲内で、閉店、店舗改装、在庫一掃処分等の旨を明示して行うものとする。</p>
---	---

(ピラ等の表示による家電品の販売方法の基準)

第9条 事業者は、ピラ等に表示する家電品を販売する場合には、原則として店内に展示して販売するものとする。ただし、取引通念上妥当な理由のある場合又はやむを得ない場合には、配送センター等に在庫して店内においては製造事業者が発行するカタログにより販売することができる。

2 事業者は、ピラ等に表示する家電品を販売する場合には、店内に製造事業者が発行するカタログを常備し、可能な限り当該家電品の機能、取扱い等の説明に万全を期するものとする。

(保証書等の交付等)

第10条 事業者は、製造事業者が発行した保証書について、その目的を達成するため、原則として当該家電品の販売時に、販売年月日と自店名を記入した保証書を当該家電品を購入した一般消費者に交付するものとする。ただし、保証書にこれらの事項を記入できない場合には、保証書並びに当該家電品の販売年月日及び自店名を記入した証票を当該一般消費者に交付するものとする。

2 事業者は、製造事業者が発行した保証書について、その一部又は全部を削除又は改ざんしてはならない。

(社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の設置)

第11条 この規約の目的を達成するため、社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第12条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。
- (4) この規約に違反した事業者に対する措置に関すること。
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (7) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (8) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第13条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定又は第16条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第14条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定又は第16条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨、文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業

者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は必要があると認めるときは、公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第15条 公正取引協議会は、第13条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて、更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第16条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。

2 前項の規則で定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、平成6年11月14日から施行する。

第10条 公正取引協議会は、この規約の円滑な実施に支障をきたす行為があると認められた場合は、公正取引委員会に報告する等の措置をとることができる。

附 則

この施行規則は、昭和59年10月1日から施行する。

別 表

家 電 品

- 1 テレビジョン受信機  
(ラジオ付及びテープレコーダー付を含む。)
- 2 電気冷蔵庫(冷凍冷蔵庫を含む。)
- 3 電気洗濯機
- 4 電子レンジ  
(定格高周波出力が1kw以下のものに限る。)
- 5 ステレオ再生装置(コンポーネントを含む。)
- 6 テープレコーダー(ラジオを含む。)
- 7 ビデオテープレコーダー
- 8 ルームエアコンディショナ  
(電動機の定格消費電力の合計が3kw以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が5kw以下のものに限る。)
- 9 電気掃除機  
(真空管のものであつて電源として電池を使用しないものに限る。)
- 10 照明器具
- 11 蛍光灯、電球
- 12 除湿機
- 13 石油ファンヒーター
- 14 電気カーペット

